

学長解任請求規程

第1章 総則

（解任請求権）

第1条 教職員、大学評議会並びに学生は、本規程の定めるところにより、学長の解任を請求することができる。

（管理）

第2条 本規程に基づく事務を管理させるために、学長解任請求管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会の構成並びに会議に関する細則は、別にこれを定める。

第2章 教職員による学長解任請求

（解任請求の方法）

第3条 大学若しくは大学に関係のある部局に、専任として、ひきつづき6ヵ月以上勤務している教職員は、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、管理委員会に対して学長の解任を請求することができる。

2 前項の規定による学長解任請求をしようとする代表者は、管理委員会に対し、文書をもって学長解任請求署名の開始を届け出なければならない。

3 前項の届出があったときは、管理委員会は、学長解任請求代表者が第1項に規定する解任請求権者であることを確認の上、その旨を公示しなければならない。

4 学長解任請求署名簿に署名した者の数が、解任請求権を有する者の総数の3分の1以上の数になったときは、学長解任請求代表者は、その署名簿を管理委員会に提出しなければならない。署名簿の提出は、前項の規定による公示の日から40日以内に行わなければならない。

（署名の審査・署名簿の縦覧）

第4条 前条の規定に基づいて署名簿が提出されたときは、管理委員会は、10日以内に署名簿を審査し、個々の署名の効力を決定しなければならない。

2 管理委員会は、前項の規定による署名の効力の決定を完了したときは、その日から7日間（休日を除く）、署名簿を関係人（第3条第1項の解任請求権者をいう。以下同じ）の縦覧に供さなければならない。

3 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、これを署名簿の縦覧期間内に管理委員会に申し立てることができる。

4 前項の規定による異議申立があったときは、管理委員会は、縦覧期間満了後7日以内に、当該異議申立にかかる署名の効力について決定しなければならない。

（解任請求成否の認定）

第5条 管理委員会は、前条第3項の異議申立がなかったときは、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日に、異議申立があったときは、前条第4項による決定の日の翌日に、解任請求が成立したか否かを認定し、その結果を公示しなければならない。

第3章 大学評議会による学長解任請求

第6条 大学評議会は、学長を除く評議員総数の4分の3以上の者の賛成をもって、学長の解任を請求することができる。

2 前項の請求は、評議員（学長を除く）の投票により議決する。

3 前項の議決があったときは、管理委員会は、解任請求が成立した旨を公示しなければならない。

第4章 学生による学長解任請求

（解任請求の方法）

第7条 ひきつづき6ヵ月以上在学している学部学生及び大学院学生は、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、管理委員会に対して学長の解任を請求することができる。

2 前項の規定による学長解任請求をしようとする代表者は、管理委員会に対し、文書をもって学長解任請求署名の開始を届け出なければならない。

3 前項の届出があったときは、管理委員会は、学長解任請求代表者が第1項に規定する解任請求権者であることを確認の上、その旨を公示しなければならない。

4 学長解任請求者署名簿に署名した者の数が、解任請求権を有する者の総数の5分の1以上の数になったときは、学長解任請求代表者は、その署名簿を管理委員会に提出しなければならない。署名簿の提出は、前項の規定による公示の日から40日以内に行わなければならない。

（署名の審査・署名簿の縦覧）

第8条 前条の規定に基づいて署名簿が提出されたときは、管理委員会は10日以内に署名簿を審査し、個々の署名の効力を決定しなければならない。

2 管理委員会は、前項の規定による署名の効力の決定を完了したときは、その日から7日間（休日を除く）、署名簿を関係人（第7条第1項の解任請求権者をいう。以下同じ）の縦覧に供さなければならない。

3 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人はこれを署名簿の縦覧期間内に管理委員会に申し立てることができる。

4 前項の規定による異議申立があつたときは、管理委員会は、縦覧期間満了後7日以内に、当該異議申立にかかる署名の効力について決定しなければならない。

（解任請求成否の認定）

第9条 管理委員会は、前条第3項の異議申立がなかったときは、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日に、異議申立があつたときは、前条第4項による決定の日の翌日に、解任請求が成立したか否かを認定し、その結果を公示しなければならない。

第5章 解任請求に関する賛否の投票

（投票）

第10条 管理委員会は、解任請求の成立を公示したときは、その日から30日以内に解任請求に関する賛否を問うため、これを大学若しくは大学に關係ある部局に、専任としてひきつづき6ヵ月以上勤務している教職員の投票に付さなければならない。

2 前項の投票は無記名投票とする。

（解任）

第11条 前条に規定する投票の結果、解任請求に賛同する者が投票権者（前条第1項に規定する教職員をいう。）の総数の過半数に達したときは、学長の解任が決定する。

2 管理委員会は、前項によって決定した学長の解任について、直ちに公示しなければならない。

3 管理委員会は、前項の公示から直近の大学評議会に学長の解任を報告し、院長を経て理事会の承認を得る。

4 理事会の承認日をもって解任の日とする。

（解任請求の制限期間）

第12条 解任請求は、学長の就任のときから6ヵ月間及び第10条の規定による投票の日から1年間は、これを行うことができない。

第6章 規程の改正

第13条 本規程の改正は、大学評議会の議に基づき、理事会の承認を要する。

2 前項の議決には、出席評議員の3分の2以上の同意を要する。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4章の規定の改正は、学部学生及び大学院学生の過半数の反対ある場合には、これを行うことができない。

第7章 その他

第14条 学長解任に関する細則はこれを別に定める。

第15条 この規程に関する事務は、学長室が行う。

附 則

1 管理委員会は、院長・学長選任事務室に常置するものとする。

2 第3条第1項の在職期間の認定は、第3条第3項の規定による公示の日を基準としてこれを行う。

3 第10条第1項の投票権者の資格の認定は、投票公示の日を基準としてこれを行う。

4 第7条第1項の在学期間の認定は、第7条第3項の規定による公示の日を基準としてこれを行う。

5 第3条第1項及び第10条にいう専任職員とは、職制第2章第2条及び第3章第60条に規定された職員をいう。

6 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

7 この規程は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

8 この規程は、「関西学院大学学長選考規程（2019年3月8日理事会承認）」によって選考された学長から適用する。

9 「学長辞任請求規程（昭和44年11月13日理事会承認）」は、「関西学院大学学長選考規程（2019年3月8日理事会承認）」によって選考された学長が就任する日をもって廃止する。

学長解任請求規程施行細則

I 学長解任請求管理委員会

- 1 学長解任請求規程（以下「規程」という。）第2条に定める学長解任請求管理委員会（以下「管理委員会」という。）は各学部教授会及び専門職大学院各研究科教授会において選出された者各1名、学長直属教員のうちから選出された者1名、及び大学若しくは大学に関係のある専任の職員のうちから選出された者3名、計20名の委員をもって構成する。ただし、学長、副学長、学長が選任する役職者及び大学事務統轄は委員になることができない。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。欠員を生じた場合は直ちにこれを補充しなければならない。補充によって委員となった者の任期は前任者任期の残存期間とする。
- 3 管理委員会は委員の互選により委員長を定める。
- 4 委員長は管理委員会を招集し、その議長となり、管理委員会の事務を統理する。
- 5 管理委員会は次の職務を行う。
 - イ 学長解任請求をしようとする代表者が学長解任請求署名の開始を届け出たとき、その者の資格を確認しその旨を公示すること。
 - ロ 提出された署名簿を審査し、個々の署名の効力を決定すること。
 - ハ 提出された署名簿を関係人の縦覧に供し、署名簿の署名に関し異議申立について決定すること。また、その縦覧の期間及び場所、異議申立の期間を公示すること。
 - ニ 解任請求の成否を認定し、その結果を公示すること。
 - ホ 大学評議会において学長解任請求の議決があったとき、解任請求が成立した旨を公示すること。
 - ヘ 規程第10条に基づく賛否の投票を管理すること。
- 6 管理委員会の会議は、委員の過半数の出席を必要とし、議決は出席者の3分の2以上の賛成を要する。
- 7 管理委員会は院長・学長選任事務室に置く。

II 教職員による学長解任請求

- 8 規程第3条第4項に定める署名簿における署名は、氏名のほか署名年月日、所属部局及び生年月日を記入しなければならない。氏名は必ず自署しなければならない。
- 9 代表者は署名蒐集者を定め、署名の蒐集を委任することができる。
- 10 代表者が署名簿を分冊して署名の蒐集を行った場合は、代表者にこれを一括して提出しなければならない。
- 11 代表者が署名簿を管理委員会に提出したのちにおいては署名者はその署名を取消することができない。
- 12 管理委員会は、署名簿並びに個々の署名の審査を次に定めるところによって行わなければならない。
 - イ 氏名の記入が自署でないもの及び記入事項に誤りがあり明らかに本人の署名でない認められるものは無効とする。
 - ロ 同一人にかかる二以上の有効署名があるときはその一を有効とする。
- 13 管理委員会は無効と判定した署名について、その理由を記載した文書を作成しこれを保管しなければならない。
- 14 管理委員会は規程第5条の規定により、解任請求の成否を公示しなければならない。

III 学生による学長解任請求

- 15 規程第7条第4項に定める署名簿における署名は、氏名のほかに署名年月日、学部、学年、学籍番号及び生年月日を記入しなければならない。氏名は必ず自署しなければならない。
- 16 代表者は署名蒐集者を定め、署名の蒐集を委任することができる。
- 17 代表者が署名簿を分冊して署名の蒐集を行い、分冊された署名簿を提出する場合は、代表者はこれを一括して提出しなければならない。
- 18 代表者が署名簿を管理委員会に提出したのちにおいては、署名者はその署名を取消することができない。
- 19 管理委員会は、署名簿並びに個々の署名の審査を、次に定めるところによって行わなければならない。
 - イ 氏名の記入が自署でないもの及び記入事項に誤りがあり明らかに本人の署名でない認められるものは無効とする。
 - ロ 同一人にかかる二以上の有効署名があるときはその一を有効とする。
- 20 管理委員会は無効と判定した署名について、その理由を記載した文書を作成し、これを保管しなけ

ればならない。

21 管理委員会は規程第 9 条の規定により解任請求の成否を公示しなければならない。

IV 解任請求に関する賛否の投票

22 規程第10条の規定による投票は関西学院大学学長選考規程施行細則IV第12～第15を準用して行う。

附 則

1 この施行細則の改正は、大学評議会の議決を要する。

2 この施行細則は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

3 I 第1にいう専任職員とは職制第2章第2条及び第3章第60条に規定された職員をいう。

4 「学長辞任請求規程施行細則（昭和45年6月5日大学評議会決定）」及び「学長辞任請求管理委員会規程（昭和45年6月5日大学評議会決定）」は「関西学院大学学長選考規程（2019年3月8日理事会承認）」によって選考された学長が就任する日をもって廃止する。

5 この施行細則は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。